医療制度加入の皆さんへ 国民健康保険·後期高齢者

保険証を使って治療していた 疾病の治療をする場合にも、 や購入した食品などが原因の 者」)の行為によってケガを した場合や飲食店での食中毒 八以外の第三者(以降「第三 交通事故やけんかなど、本

義務付けられています。 療の係へも届出をすることが ともに、 療機関への窓口へ申し出ると そのときは、すみやかに医 国保・後期高齢者医

お願いします。 はご協力をいただきますよう を依頼しています。その際に る場合には、世帯主の方に よる負傷・疾病の可能性があ を行い、その結果、第三者に からの診療報酬明細書の確認 「負傷・疾病原因届」の提出 届出がない場合、医療機関

・国保・後期高齢者医療は一 時立替払い

者の治療を受ける権利」を保 後期高齢者医療では「被保険 なりません。しかし、国保・ 来、第三者が支払わなければ 合、これらに伴う治療費は本 その原因が第三者にある場 交通事故などでケガをし、

> す。ただし、第三者から治 国保・後期高齢者医療の立替 三者に請求することになりま 立替払いの形とし、後から第 障するということから、一時 はできません。 療費を受け取っている場合は

▼示談をする前に

得返還請求をする場合があり なくなり、被保険者へ不当利 相談ください。 ます。示談をする前に必ずご 齢者医療が第三者に請求でき してしまうと、 に届出をする前に示談が成立 国保・後期高齢者医療の係 国保・後期高

ください。 後期高齢者医療係までご相談 ついては、国民健康保険係、 なお、届出に必要なものに

■問い合わせ

町民課

減免について 国民健康保険 部負担金

著しく困難となった場合、申 情で、世帯の生活が一時的に しくは国民健康保険係までお 免などの制度があります。詳 の自己負担分)の支払いの減 請により一部負担金(医療費 災害や失業などの特別な事

> 問い合わせください。 ■問い合わせ

方法が変わります 本川地区のごみの分別

す。 ごみの処理は北原クリーンセ ンター(土佐市)で行われま 4月から、本川地区の可燃

されることになります)。 法が一部変わります(いの町 お願いします。 全体の分別・処理方法が統一 皆さんのご理解・ご協力を

【変更の概要】

①現在の「可燃ごみ」は品目に よって次のように分別方法 が変わります

▼「可燃ごみ」になるもの

着類など ず、汚れのひどいラップ、肌 紙おむつ、剪定枝・草、紙く 生ごみ、たばこの吸いがら、

なるもの 「布類」(資源ごみ)に変更と

シーツ、カーテンなど 衣服、タオル、薄手の毛布



▼「粗大ごみ」に変更となる

ペット、座布団、敷きパット ふとん、厚手の毛布、カー

※「粗大ごみ」とは、指定ご

み袋に入りきらない大型の

▼「容器包装プラスチック」 (資源ごみ)に変更となるも

これに伴い、ごみの分別方 洗剤などのボトル類、発泡ス のトレイ、調味料のチューブ ジ袋、包装用フィルム、食品 類、ラーメンなどのカップ類、 たまごなどのパック類、レ

※「容器包装プラスチック」 装類です。 るプラスチックの容器や包 とは、中身の商品を取り出 したり、使った後不要とな

※ペットボトルと同じように 中身を取り出し十分に水洗 いをして下さい。

▼不燃ごみに変更となるもの

洗面用品、台所用品、ビデオ などのカセットテープ、CD ゴム製品、ライター、バケツ、 靴、カバンなどの革製品、

②現在の「粗大ごみ」は品目に ▼「粗大ごみ」になるもの よって次のように分別方法 が変わります

す、自転車、ストーブ、 タンス、机、ソファー、 大型 V

ペット、50 c以下のバイク、 ふとん、厚手の毛布、 の家電製品(家電4品目以外)、 大型楽器類など

▼「不燃ごみ」に変更となる もの

ごみです。

型電気製品(家電4品目を除 カメラ、アイロン、炊飯器、 トースター、ポットなどの小 ラジカセ、ビデオデッキ、

■問い合わせ 環境課

チロールなど

869-21 14

お知らせ

平成28年度生ごみ電動処 理機購入補助につい 7

▼対象者

○町内で設置し、 ○町内に居住し、 帳に登録されている方 維持管理 住民基本台 \bar{o}

排出される堆肥化物を処理 できる方

できる方

○過去に支給を受けている方 破損などにより使用できな は、おおむね10年を経過し、